



CHAPTER

01

# ライフプランニング と資金計画

## SECTION

## 01

## FPと倫理



このSECTIONで学習すること

**1 FPの基本**

- ・ライフデザインとライフプランニング
- ・ファイナンシャル・プランニングとファイナンシャル・プランナー
- ・FPの職業的原則

ここは軽く  
読んでおけばOK**2 ファイナンシャル・プランニングと関連法規**

- ・ファイナンシャル・プランニングと関連法規

簡単にいうと、  
「ほかの専門家の領域  
を侵したらダメ」  
ってこと**1 FPの基本****I ライフデザインとライフプランニング**

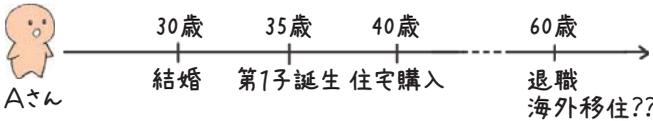
「一生独身でいたい」「子供はもたない」「子供を私立の学校に通わせたい」「退職後は海外で生活したい」など、個人の人生における価値観や生きがいを**ライフデザイン**といますが、このライフデザインに応じて生涯の生活設計(**ライフプラン**)を立てることを**ライフプランニング**とといいます。

## 板書 ライフデザインとライフプランニング

### ライフデザイン

	結婚は?	したい or したくない
	子供は?	ほしい or ほしくない
	住宅は?	一生賃貸 or マンションを購入したい or 一軒家がほしい
Aさん	:	:

### ライフプランニング



Ⅱ ファイナンシャル・プランニングとファイナンシャル・プランナー  
**ファイナンシャル・プランニング**とは、ライフプランを実現すべく、資金計画を立てることをいいます。

また、ファイナンシャル・プランニングを行う専門家を**ファイナンシャル・プランナー (FP)**といいます。

### Ⅲ FPの職業的原則

FPは、顧客に適切なプランニングを提案するため、収入や資産・負債の状況、家庭の事情など、顧客のプライベートな情報を正確に把握する必要があります。そのため、顧客の信頼を得ることがもっとも重要になります。

顧客の信頼を得るためにFPが守るべき原則には次のようなものがあります。

## 板書 FPが守るべき原則

### 1 顧客の利益優先

顧客の立場に立って、顧客の利益を優先するようなプランニングを行う  
ただし、顧客の知識や判断が誤っていた場合には、それを修正する必要もあり

### 2 秘密の保持

顧客から得た個人情報や顧客の許可なく、第三者に漏らしてはいけない

ただし、FPの業務を行うにあたって必要な場合には、顧客の許可を得れば、第三者に伝えてもOK

↓  
別の専門家の判断をあおぐ場合など

## 例題

FPは、職業倫理上、顧客情報に関する守秘義務を厳守しなければならない。



## 2 ファイナンシャル・プランニングと関連法規

FP業務は、保険分野や税務分野、法律分野など、さまざまな領域にわたりますが、保険募集人や税理士、弁護士など、資格を持った専門家でなければ行うことができない業務があるため、注意が必要です。

### ひとこと



どれだけよく知っていても、ほかの専門家の業務の領域を侵してはいけません、ということです。

具体的には次のような禁止事項があります。

## 板書 ファイナンシャル・プランニングと関連法規

### FP業務と弁護士法

弁護士資格を持たないFPは、個別具体的な法律判断や法律事務を行ってはならない

→ 遺言書の作成指導など

### FP業務と税理士法

税理士資格を持たないFPは、個別具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはならない

→ 税理士でなければ、たとえ無償でも、税務相談を受けたり、他人の確定申告書を作成することはできない!

### FP業務と金融商品取引法

☆ 金融商品取引法では、金融商品取引業を行う者は**内閣総理大臣**の登録を必要としている

☆ 投資助言、代理業者としての登録をしていないFPは、投資判断の助言を行ってはならない

→ 「どの株をいつ、何株売買すればよい」などのアドバイスをしてはダメ!

### FP業務と保険業法

保険募集人の資格を持たないFPは、保険の募集や勧誘を行ってはならない

要するに、資格がなければ、その分野の具体的な説明や判断をしてはならないということ

だから、一般的な解説や仮の事例を用いた説明なら、それぞれの資格を持っていなくてもできる!

### 例題

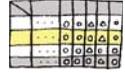
税理士資格を持たないFPは、有償で顧客の確定申告書を作成することはできないが、無償なら顧客の確定申告書の作成等を行うことができる。

- ▶ × 税理士資格を持たないFPは、有償・無償にかかわらず、顧客の確定申告書の作成、その他具体的な税務相談を行うことはできない。

### 例題

保険募集人の資格を持たないFPが、保険制度に関する一般的な解説を行うことは保険業法に抵触する。

- ▶ × 保険募集人の資格を持たないFPが、保険制度に関する一般的な説明を行うことは、保険業法に抵触しない。

SECTION  
02ライフプランニングの  
手法

このSECTIONで学習すること

### 1 ライフイベントと 3大必要資金

- ・ ライフイベントとは
- ・ ライフイベントにおける3大必要資金

3大必要資金→教育資金、  
住宅取得資金、老後資金



### 2 ライフプランニングの手法

- ・ ライフプランニングの手順
- ・ ライフイベント表
- ・ キャッシュフロー表
- ・ 個人バランスシート

キャッシュフロー表の  
作成方法をしっかり確認!



### 3 資金計画を立てるさいの6つの係数

- ・ 終価係数
- ・ 減債基金係数
- ・ 現価係数
- ・ 資本回収係数
- ・ 年金終価係数
- ・ 年金現価係数

それぞれの係数について、  
イメージでおさえておこう



## 1 ライフイベントと3大必要資金

結婚、子供の教育、住宅の取得、退職など、人の一生における出来事を**ライフイベント**といい、各ライフイベントを迎えるにあたって、資金を準備しておく必要があります。

ライフイベントの中でも、子供の教育、住宅の取得、老後にかかる資金の額は大きいため、**教育資金**(子供の教育にかかるお金)、**住宅取得資金**(住宅の取得にかかるお金)、**老後資金**(老後の生活にかかるお金)を**3大必要資金**といいます。

## 2 ライフプランニングの手法

### I ライフプランニングの手順

FPが顧客に対してライフプランニングを行う場合、次の手順で進めます。

#### ライフプランニングの手順

- ①顧客の希望や目的、現状を聞く
- ②①で顧客から収集した情報をもとに現状の問題点を分析する
- ③②で明らかになった問題点を解決するための対策とプランを立案する
- ④プランの実行を支援し、定期的なフォローをする

### II ライフプランニングを行うさいに利用するツール

ライフプランニングを行うさいに利用するツールには**ライフイベント表**、**キャッシュフロー表**、**個人バランスシート**があります。

#### 板書 ライフプランニングを行うさいに利用するツール

##### ライフイベント表

ライフイベントと  
それに必要な資金を  
時系列にまとめた表



これらを使って、  
プランニングする!

FP

##### キャッシュフロー表

将来の収支状況と  
貯蓄残高の予想を  
まとめた表

##### 個人バランスシート

一定時点における  
資産と負債のバランス  
をみるための表

### Ⅲ ライフイベント表

**ライフイベント表**とは、家族の将来のライフイベントと、それに必要な資金の額を時系列にまとめた表をいいます。

ライフイベント表を作成することによって、将来の夢や目標を明確にすることができます。

西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
家族の年齢											
佐藤太郎様	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
花子様	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
薫様	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
家族のイベントと必要資金											
佐藤太郎様					車 買換え				車 買換え		独立・ 開業
花子様											
薫様		小学校 入学						中学校 入学			高校 入学

### Ⅳ キャッシュフロー表

#### ① キャッシュフロー表とは

**キャッシュフロー表**とは、ライフイベント表と現在の収支状況にもとづいて、将来の収支状況と貯蓄残高の予想をまとめた表をいいます。

キャッシュフロー表を作成することによって、ライフプランの問題点を明らかにすることができます。

(金額の単位：万円)

西暦	変動率	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
家族の年齢												
佐藤太郎様		40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
花子様		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
薫様		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
家族のイベント												
佐藤太郎様					車買換え					車買換え		独立・開業
花子様												
薫様			小学校入学						中学校入学			高校入学
収入												
給与収入	1%	600	606	612	618	624	631	637	643	650	656	663
その他	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		600	606	612	618	624	631	637	643	650	656	663
支出												
基本生活費	1%	300	303	306	309	312	315	318	322	325	328	331
住居費	0%	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
教育費	2%	36	12	12	12	13	13	49	119	94	94	120
保険料	0%	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
車の買換え	1%				206					217		
その他	1%	30	30	31	31	31	32	32	32	32	33	33
合計		528	507	511	720	518	522	561	635	830	617	646
年間収支		72	99	101	-102	106	109	76	8	-180	39	17
貯蓄残高	1%	500	604	711	616	728	844	928	945	774	821	846

**a** 収入欄には給与収入など、収入金額(可処分所得)を記入します。

**b** 支出欄には基本生活費など、支出金額を記入します。

**c** 変動率とは変化の割合をいい、給料であれば昇給率、基本生活費等であれば物価上昇率を用います。

$$n\text{年目の収入額または支出額} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^n$$

現在の給与収入を600万円、変動率(昇給率)を1%とした場合の1年後、2年後、3年後の給与収入の求め方

① 1年後： $600 \text{万円} \times (1 + 0.01) = 606 \text{万円}$

② 2年後： $600 \text{万円} \times (1 + 0.01)^2 \doteq 612 \text{万円}$

$\rightarrow 600 \text{万円} \times 1.01 \times 1.01$

③ 3年後： $600 \text{万円} \times (1 + 0.01)^3 \doteq 618 \text{万円}$

$\rightarrow 600 \text{万円} \times 1.01 \times 1.01 \times 1.01$

- d 年間収支欄には収入合計から支出合計を差し引いた金額を記入します。
- e 貯蓄残高欄にはその年の貯蓄残高を記入します。なお、その年の貯蓄残高は、次の計算式によって求めます。

**その年の貯蓄残高 = 前年の貯蓄残高 × (1 + 変動率) ± 年間収支**

現在の貯蓄残高を500万円、変動率を1%、1年後、2年後、3年後の年間収支額をそれぞれ99万円、101万円、-102万円とした場合の各貯蓄残高の求め方

④ 1年後： $500 \text{万円} \times (1 + 0.01) + 99 \text{万円} = 604 \text{万円}$

⑤ 2年後： $604 \text{万円} \times (1 + 0.01) + 101 \text{万円} \doteq 711 \text{万円}$

⑥ 3年後： $711 \text{万円} \times (1 + 0.01) - 102 \text{万円} \doteq 616 \text{万円}$

**例題**

キャッシュフロー表において、2023年度末の貯蓄残高が500万円、貯蓄残高の変動率(利率)は2%、2024年度の年間収支が80万円であった場合の2024年度末の貯蓄残高は580万円である。

- ▶ × 2024年度末の貯蓄残高は次のとおりである。  
 $500 \text{万円} \times (1 + 0.02) + 80 \text{万円} = 590 \text{万円}$

## ひとつこと

$(1 + 0.01)^2$  や  $(1 + 0.01)^3$  といった累乗計算は電卓の機能を使って計算することができます。下記はカシオ電卓の場合の計算の仕方です（詳細やその他の電卓は取扱説明書でご確認ください）。

**$(1 + 0.01)^2$  の場合**

1 + 0.01 × × = 1.0201

2回 × を押して 1回 = を押す

**$(1 + 0.01)^3$  の場合**

1 + 0.01 × × = = 1.030301

2回 × を押して 2回 = を押す

**$(1 + 0.01)^4$  の場合**

1 + 0.01 × × = = = 1.04060401

2回 × を押して 3回 = を押す

したがって、たとえば「600万円× $(1 + 0.01)^3$ 」を計算する場合は、

1 + 0.01 × × = = × 6,000,000 = 6,181,806

となります。



## 2 可処分所得

キャッシュフロー表の収入欄には、一般的に、年収ではなく かしょぶんしよとく **可処分所得** で記入します。

可処分所得は、年収から社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料など）と所得税および住民税を差し引いた金額です。

$$\text{可処分所得} = \text{年収} - (\text{社会保険料} + \text{所得税} + \text{住民税})$$

## V 個人バランスシート

**個人バランスシート** とは、一定時点における資産と負債のバランスをみるための表をいいます。

個人バランスシート 20××年1月1日時点

a → [資産]		b → [負債]	
普通預金	300万円	住宅ローン	2,800万円
定期預金	500万円	車ローン	90万円
株式等	100万円	負債合計	2,890万円
投資信託	100万円	c → [純資産]	
生命保険(解約返戻金相当額)	80万円		1,790万円
自宅	3,500万円		
車	100万円		
資産合計	4,680万円	負債・純資産合計	4,680万円

- a 資産…現金、預貯金、株式、投資信託、生命保険(解約返戻金相当額)、自宅(土地、建物)、車など
- b 負債…住宅ローン、車のローンなど
- c 純資産…資産合計から負債合計を差し引いた正味の資産額

ポイント

☆ 資産と負債の金額は時価で記入する!

→ いまの価値。たとえば2年前に150万円で購入していたとしても、その車をいま売却したら100万円であるという場合には、個人バランスシートには100万円を記入する

例題

キャッシュフロー表とは、一定時点における顧客の資産と負債のバランスをみるための表をいう。

- ▶ × 問題文は**個人バランスシート**の説明である。キャッシュフロー表とは、ライフイベント表と現在の収支状況にもとづいて、将来の収支状況と貯蓄残高の予想をまとめた表をいう。

例題

Aさんの資産と負債の状況が次の[資料]のとおりであった場合、個人バランスシートにおける純資産は5,130万円である。

[資料1：Aさんの資産]

普通預金 200万円    生命保険 80万円 (解約返戻金相当額)  
 定期預金 500万円    自宅 4,000万円  
 株式等 100万円    車 250万円

[資料2：Aさんの負債]

住宅ローン 2,650万円    車ローン 120万円

- ▶ × 資産合計：200万円 + 500万円 + 100万円 + 80万円 + 4,000万円 + 250万円 = 5,130万円  
 負債合計：2,650万円 + 120万円 = 2,770万円  
 純資産：5,130万円 - 2,770万円 = 2,360万円

### 3 資金計画を立てるさいの6つの係数

「現在の金額を複利で運用した場合の一定期間後の金額」や「数年後に一定金額に達するために、毎年積み立てるべき金額」などは、次の係数を用いて計算します。

#### 資金計画を立てるさいの6つの係数

- 1 終価係数**…現在の金額を複利で運用した場合の、一定期間後の金額を求める場合に用いる係数

例:100万円を年利2%で運用した場合の5年後の金額はいくらか?

- 2 現価係数**…一定期間後に一定金額に達するために必要な元本を求める場合に用いる係数

例:年利2%で5年後に100万円を用意するためには、元本がいくら必要か?

- 3 年金終価係数**…毎年一定金額を積み立てた場合の、一定期間後の元利合計を求める場合に用いる係数

例:年利2%、毎年20万円を5年間積み立てた場合の5年後の金額はいくらか?

- 4 減債基金係数**…一定期間後に一定金額を用意するための、毎年の積立額を計算するための係数

例:年利2%、5年後に100万円を用意するためには、毎年いくら積み立てる必要があるか?

- 5 資本回収係数**…現在の一定金額を一定期間で取り崩した場合の、毎年の受取額を計算するための係数

例:100万円を年利2%で運用しながら5年間で取り崩した場合の毎年の受取額はいくらか?

- 6 年金現価係数**…将来の一定期間にわたって一定金額を受け取るために必要な元本を計算するための係数

例:5年間にわたって20万円ずつ受け取る場合、年利が2%のとき、必要な元本はいくらか?

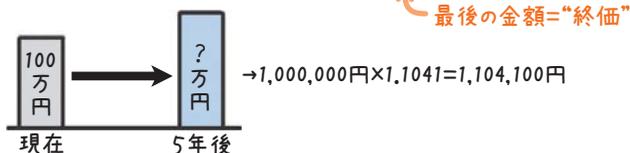
**板書** 資金計画を立てるさいの6つの係数

☆ 期間5年の場合の係数表

係数 \ 利率	1%	2%	3%	4%	5%
終価係数	1.0510	1.1041	1.1593	1.2167	1.2763
現価係数	0.9515	0.9057	0.8626	0.8219	0.7835
年金終価係数	5.1010	5.2040	5.3091	5.4163	5.5256
減債基金係数	0.1960	0.1922	0.1884	0.1846	0.1810
資本回収係数	0.2060	0.2122	0.2184	0.2246	0.2310
年金現価係数	4.8534	4.7135	4.5797	4.4518	4.3295

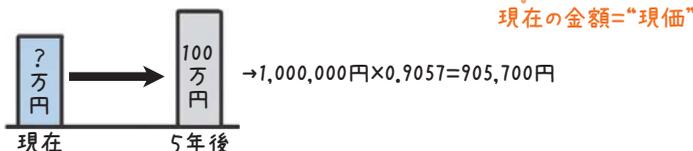
**1 終価係数**

例：100万円を年利2%で運用した場合の5年後の金額はいくらか？



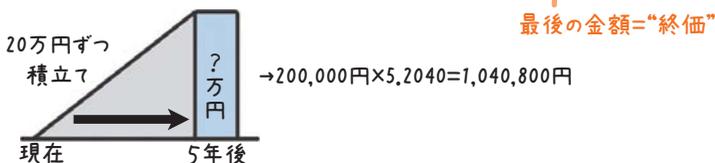
**2 現価係数**

例：年利2%で5年後に100万円を用意するためには、元本がいくら必要か？



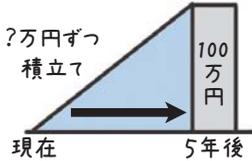
**3 年金終価係数**

例：年利2%、毎年20万円を5年間積み立てた場合の5年後の金額はいくらか？



#### 4 減債基金係数

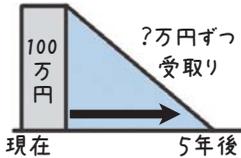
例：年利2%、5年後に100万円を用意するためには、毎年いくら積み立てる必要があるか？



$$\rightarrow 1,000,000 \text{円} \times 0.1922 = 192,200 \text{円}$$

#### 5 資本回収係数

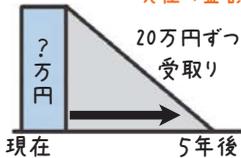
例：100万円を年利2%で運用しながら5年間で取り崩した場合の毎年の受取額はいくらか？



$$\rightarrow 1,000,000 \text{円} \times 0.2122 = 212,200 \text{円}$$

#### 6 年金現価係数

例：5年間にわたって20万円ずつ受け取る場合、年利が2%のとき、必要な元本はいくらか？



$$\rightarrow 200,000 \text{円} \times 4.7135 = 942,700 \text{円}$$

例題

500万円を年利3%で運用した場合の5年後の金額はいくらか。計算に用いる係数は次の[資料]を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

[資料] 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終価係数…1.1593	現価係数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **終価**係数を用いる。

$$500 \text{ 万円} \times 1.1593 = 579.65 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{580 \text{ 万円}}$$

例題

年利3%、毎年200万円を5年間積み立てた場合の5年後の金額はいくらか。計算に用いる係数は次の[資料]を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

[資料] 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終価係数…1.1593	現価係数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **年金終価**係数を用いる。

$$200 \text{ 万円} \times 5.3091 = 1,061.82 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{1,062 \text{ 万円}}$$

例題

5年間にわたって200万円ずつ受け取りたい。年利を3%とした場合、必要な元本はいくらか。計算に用いる係数は次の[資料]を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

[資料] 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終価係数…1.1593	現価係数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **年金現価**係数を用いる。

$$200 \text{ 万円} \times 4.5797 = 915.94 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{916 \text{ 万円}}$$

### 例題

年利3%、5年後に500万円を用意するためには、毎年いくら積み立てる必要があるか。計算に用いる係数は次の〔資料〕を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

〔資料〕 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終 価 係 数…1.1593	現 価 係 数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **減債基金**係数を用いる。

$$500 \text{ 万円} \times 0.1884 = 94.2 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{94} \text{ 万円}$$

### 例題

400万円を年利3%で運用しながら5年間で取り崩した場合の毎年の受取額はいくらか。計算に用いる係数は次の〔資料〕を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

〔資料〕 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終 価 係 数…1.1593	現 価 係 数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **資本回収**係数を用いる。

$$400 \text{ 万円} \times 0.2184 = 87.36 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{87} \text{ 万円}$$

### 例題

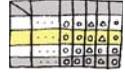
年利3%で5年後に200万円を用意するために必要な元本はいくらか。計算に用いる係数は次の〔資料〕を参照し、金額は万円未満を四捨五入すること。

〔資料〕 期間5年、年利率3%の場合の係数表

終 価 係 数…1.1593	現 価 係 数…0.8626	年金終価係数…5.3091
減債基金係数…0.1884	資本回収係数…0.2184	年金現価係数…4.5797

▶ **現価**係数を用いる。

$$200 \text{ 万円} \times 0.8626 = 172.52 \text{ 万円} \rightarrow \mathbf{173} \text{ 万円}$$

SECTION  
03ライフプラン策定上の  
資金計画

このSECTIONで学習すること

## 1 教育資金プランニング

- ・ 子ども保険 (学資保険)
- ・ 教育ローン
- ・ 日本学生支援機構の奨学金制度

第一種奨学金→無利息  
第二種奨学金→利息付



## 2 住宅取得プランニング

- ・ 財形住宅貯蓄
- ・ 住宅ローン金利
- ・ 住宅ローンの返済方法
- ・ 住宅ローンの種類
- ・ 繰上げ返済
- ・ 借換え
- ・ 団体信用生命保険

住宅ローンに  
関する内容は  
イメージ図で  
理解しよう



## 3 老後資金プランニング (リタイアメントプランニング)

- ・ 老後生活費の計算

ここは軽く目を  
通しておけばOK



## 1 教育資金プランニング

子供の教育にかかる費用を準備する方法には、次のようなものがあります。

## I 子ども保険 (学資保険)

子ども保険 (学資保険) は、一般の生命保険会社や損害保険会社等から販売されています。

## ひとこと



厳密にいうと、子ども保険と学資保険は異なるのですが、近年では学資保険の名称でいろいろな特約を付けて販売しているため、子ども保険と学資保険の線引きがあいまいになっています。

こども保険(学資保険)のポイントは次のとおりです。

### 板書 こども保険(学資保険)のポイント

#### ☆ 貯蓄機能がある

→ 決められた保険料を支払えば、満期時に満期保険金を受け取れたり、入学時や進学時に祝金を受け取れる!

#### ☆ 保障機能がある

→ 親(契約者)が死亡した場合、以後の保険料の支払いが免除される!  
→ 以後の保険料を支払わなくても満期保険金や祝金を受け取れる!  
親の死亡後、保険期間終了時まで年金(育英年金)が支払われるタイプもある

## II 教育ローン

教育ローンには、公的ローンと民間ローンがあり、公的ローンの主なものに**教育一般貸付**(国の教育ローン)などがあります。

教育一般貸付のポイントは次のとおりです。

### 板書 教育一般貸付のポイント

**融資限度額** ... 学生1人につき最高**350万円**  
(一定の場合には**450万円**)

**金利** ... 固定金利

**返済期間** ... 最長**18年**

**融資元** ... 日本政策金融公庫

☆ 世帯の年収制限(子供の数によって異なる)がある

☆ 入学金、授業料のほか、定期代やパソコン購入費にも使える

## 例題

教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額は学生1人につき最高300万円（一定の場合には450万円）である。

- ▶ × 教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額は学生1人につき最高**350**万円である。なお、留学等一定の場合には**450**万円である。

## Ⅲ 奨学金制度

代表的な奨学金制度に、日本学生支援機構（独立行政法人）が行う奨学金制度があります。

## 1 貸与型

同機構の奨学金制度（貸与型）には、**無利息の第一種奨学金**と**利息付の第二種奨学金**があります。利用要件には、親の所得基準があります。なお、**第二種奨学金**のほうが、本人の学力や家計の収入等の基準がゆるく設定されています。

## 例題

日本学生支援機構が行う奨学金制度（貸与型）のうち、第二種奨学金は無利息である。

- ▶ × 第一種奨学金は無利息であるが、第二種奨学金は**利息付**である。

## 2 給付型

2020年4月より行われている「高等教育の修学支援新制度」の概要は次のとおりです。

### 板書 高等教育の修学支援新制度

#### 支援対象

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

#### 支援内容

- ① 授業料と入学金の減額または免除  
→これは各大学等が行う
- ② 給付型奨学金の支給  
→これは日本学生支援機構が行う  
→大学等の種類、自宅生かどうかによって給付額が異なる

#### 支援対象となる学生

- ☆ 世帯収入や資産の要件を満たしており、進学先で学ぶ意欲がある学生

## 2 住宅取得プランニング

### I 自己資金の準備方法

住宅購入時に必要となる自己資金の準備方法には、**財形住宅貯蓄**などがあります。

#### 板書 財形住宅貯蓄

##### 財形住宅貯蓄

…財形貯蓄制度を導入している企業の従業員が給料から天引きという形で、住宅の取得や増改築を目的とした貯蓄を行うこと

##### ポイント

- ☆ 一定の要件を満たせば、財形年金貯蓄とあわせて元利合計が**550万円**に達するまで、利息に税金がかかることなく（非課税で）、貯蓄することができる
- ☆ 利用できるのは、勤労者財産形成促進法上の勤労者で、契約申込み時の年齢が**55歳**未満の人
- ☆ 利用にあたっては**1人1契約**
- ☆ 一定の要件を満たせば、住宅の増改築の場合でも払い出しをすることができる

## II 住宅ローン金利

住宅ローンの金利には、**固定金利型**、**変動金利型**、**固定金利選択型**があります。それぞれの特徴は次のとおりです。

### 板書 住宅ローン金利

#### 固定金利型

ローン申込み時（またはローン実行時）の金利が返済終了まで変わらず適用されるローン

金利一定 →

#### 変動金利型

市場の金利の変動に応じて金利が変動するローン

金利変動

☆ 金利は半年ごとに見直される

#### 固定金利選択型

返済期間のはじめのうちは**固定金利**で、**固定金利期間が終了したあと**、**固定金利型か変動金利型かを選択**できるローン。

**固定金利期間が長いほど**、（固定金利期間の）金利は**高くなる**

### 例題

住宅ローン金利のうち固定金利選択型は、返済期間のはじめのうちは変動金利で、変動金利期間が終了したあと、変動金利か固定金利かを選択できるローンである。

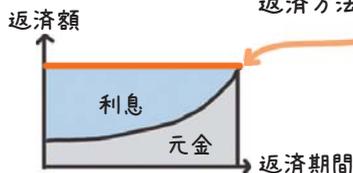
- ▶ × 固定金利選択型は、返済期間のはじめのうちは**固定**金利で、固定金利期間が終了したあと、変動金利か固定金利かを選択できるローンである。

## III 住宅ローンの返済方法

住宅ローンの返済方法には、**元利均等返済**と**元金均等返済**があります。それぞれの特徴は次のとおりです。

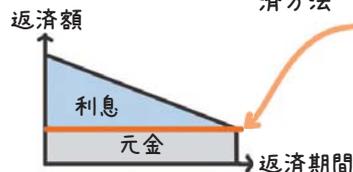
## 板書 住宅ローンの返済方法

**1 元利均等返済** …毎回の返済額（元金と利息の合計額）が一定の返済方法



☆ 返済期間の当初は利息の部分が大きく、返済期間が経過するとともに元金の部分が増える

**2 元金均等返済** …毎回の返済額のうち元金部分が一定となる返済方法



☆ 返済が進むと…  
ローン残高が減る→利息も減る  
↓だから  
この方法によると、返済期間が経過するにつれ、利息を含めた毎回の返済額が減少していく

**ポイント** ☆ 総返済額は元利均等返済のほうが**大きくなる**

1 元利均等返済 > 2 元金均等返済

### 例題

元金均等返済は、毎回の返済額が一定の返済方法をいう。

- ▶ × 元金均等返済は、毎回の返済額のうち**元金部分**が一定となる返済方法である。毎回の返済額が一定となるのは、**元利均等返済**である。

### 例題

元金均等返済の場合、返済期間が経過するにつれ、利息を含めた毎回の返済額が減少していく。

- ▶ ○

## IV 住宅ローンの種類

主な住宅ローンには、**財形住宅融資**と**フラット35**があります。

### 1 財形住宅融資

財形住宅融資は、財形貯蓄を行っている人が利用できる公的な住宅ローンです。

#### 財形住宅融資

金利	5年 固定金利
融資金額	財形貯蓄残高の <b>10倍</b> 以内(最高 <b>4,000万円</b> )で、住宅の購入価格の <b>90%</b> 以内
融資条件	1年以上継続して積立てをしており、財形貯蓄残高が50万円以上あることなど

#### ひとこと



財形貯蓄には、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の3つがありますが、どの財形貯蓄を行っている場合でも、財形住宅融資を受けることができます。

### 2 フラット35

フラット35は、民間の金融機関と住宅金融支援機構が提携し、提供している長期固定金利型の住宅ローンです。

**板書** フラット35 **金利**

- ☆ **固定**金利
- ☆ **融資実行日**の金利が適用される
- ☆ 利率は取扱金融機関によって異なる

**融資金額**

- ☆ 最高 **8,000**万円（購入価格の**100%**）  
ただし、融資割合が90%超のときは高い金利が適用される

**返済期間**

- ☆ 最長 **35**年
- ☆ 完済時の年齢は**80**歳以下でなければならない

**融資条件**

- ☆ 本人が住むための住宅であること
- ☆ 申込日現在**70**歳未満であること

**繰上返済**

- ☆ 窓口の場合は**100**万円以上
- ☆ インターネットの場合（住・My Note）は**10**万円以上

**ポイント**

- ☆ 保証人や保証料は**不要**
- ☆ 繰上返済の手数料は**無料**
- ☆ 条件を満たせば親子リレー完済も可能

**V** 住宅ローンの繰上げ返済

**繰上げ返済**とは、通常の返済以外に、元金の一部や全部を返済することをいいます。

繰上げ返済を行うことにより、ローンの元金が減るので、利息も減り、トータルの返済額を減らすことができます。

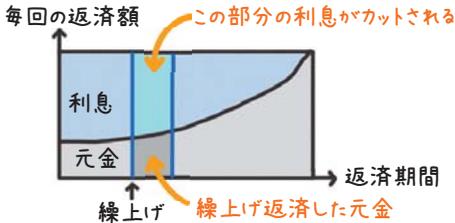
繰上げ返済の方法には**返済期間短縮型**と**返済額軽減型**があります。

## 板書 住宅ローンの繰上げ返済

### 1 返済期間短縮型

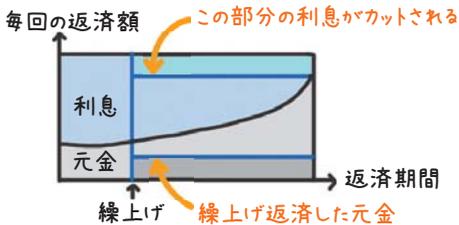
← 返済額軽減型に比べて  
利息の軽減効果が**大きい**

…毎回の返済額を変えずに、返済期間を短縮する方法



### 2 返済額軽減型

…返済期間を変えずに毎回の返済額を減らす方法



### 例題

返済期間短縮型によって、住宅ローンの繰上げ返済を行った場合、毎回の返済額が減るが、返済期間は変わらない。

- ▶ × 問題文は**返済額軽減型**の説明である。返済期間短縮型の場合、**毎回の返済額**は変わらないが、返済期間は**短縮**する。

## VI 住宅ローンの借換え

**借換え**とは、金利の高いローンを一括して返済し、金利の低いローンに換えることをいいます。

### ひとこと



金利の高いローンから金利の低いローンに換えるので、借換えによって利息の軽減をはかることができますが、新規のローン(金利の低いローン)を組むことになるので、ローン手数料などの諸経費を考慮する必要があります。

なお、財形住宅融資などの公的ローンへの借換えはできません。

### 例題

公的ローンから民間ローンに借換えをすることはできるが、民間ローンから公的口  
ローンへの借換えはできない。



## VII 団体信用生命保険

**団体信用生命保険**とは、住宅ローン返済中に債務者が死亡した場合、保険会社はその時点の住宅ローン残高を保険金として金融機関に支払うという契約の保険をいいます。

したがって、住宅ローンに団体信用生命保険を付した場合、住宅ローン債務者が死亡したあとは、遺族は残りの住宅ローンを支払う必要がなくなります。

## 3 老後資金プランニング(リタイアメントプランニング)

### I リタイアメントプランニングとは

退職後や老後の生活設計のことを **リタイアメントプランニング** といいます。

### II 老後生活資金

老後生活の主な資金は、**退職金**、**年金**(公的年金、企業年金)、**貯蓄**です。

リタイアメントプランニングでは、これらの老後生活資金(収入)と老後生活費(支出)を見積り、不足するようであれば、それを準備する方法を考えていきます。

#### ひとこと



不足額の準備方法には、たとえば退職後に5年間だけアルバイトをすることか、退職前に安全性の高い投資性商品(定期預金や国債の購入など)に投資する方法があります。

### III 老後生活費の計算

老後に必要な生活費は、退職前の生活費を基準に次のように計算します。

**夫婦とも健在の場合(月額) : 退職前の生活費 × 0.7**

**夫のみまたは妻のみの場合(月額) : 退職前の生活費 × 0.5**

上記で計算した金額は月額のため、これを年額になおして、退職時から平均余命までの年数を掛けた金額が、老後に必要な生活費ということになります。

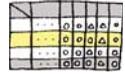
#### プラスワン 老後生活費のデータ

生命保険文化センターの調査では、最低生活費は夫婦2人で月額232,000円、ゆとりある生活では月額379,000円となっています(生活保障に関する調査、2022年度)。

## SECTION

## 04

## 社会保険



このSECTIONで学習すること

### 1 社会保険の種類

- ・社会保険の種類  
(医療保険、介護保険、年金保険、労災保険、雇用保険)

ここはサラッと  
みておけば OK



### 2 公的医療保険の基本

- ・公的医療保険
- ・保険制度の基本用語

ここも軽く目を  
通しておけば OK



### 3 健康保険

- ・健康保険の保険者
- ・保険料→労使折半
- ・給付内容
- ・健康保険の任意継続被保険者

健康保険は、  
会社員等が  
加入する保険



### 4 国民健康保険（国保）

- ・給付内容

国保は、  
自営業者等が  
加入する保険



### 5 後期高齢者医療制度

- ・概要
- ・保険料

対象者…75歳以上  
自己負担額…原則1割



### 6 退職者向けの公的医療保険

- ・退職者向けの公的医療保険

3つの方法がある！



### 7 公的介護保険

- ・概要

第1号…  
65歳以上の人  
第2号…40歳以上  
65歳未満の人



### 8 労働者災害補償保険（労災保険）

- ・概要
- ・特別加入制度

労災保険は、  
業務上、通勤途上  
の病気、ケガ等に  
対する給付



## 9 雇用保険

- ・概要
- ・各給付の内容  
(基本手当、就職促進給付、雇用継続給付、育児休業給付、教育訓練給付)

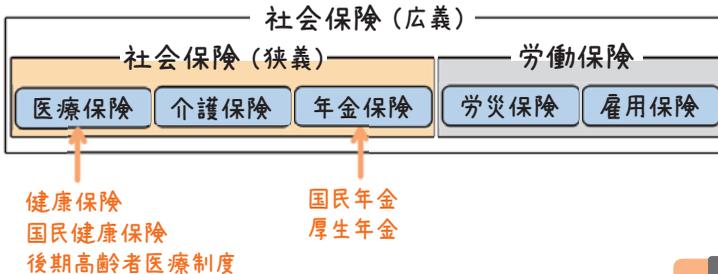
基本手当の待期  
期間と給付制限を  
確認して！



## 1 社会保険の種類

保険には **公的保険(社会保険)** と **私的保険(民間保険)** があり、社会保険には **医療保険**、**介護保険**、**年金保険**、**労災保険**、**雇用保険** があります。

### 板書 社会保険の種類



## 2 公的医療保険の基本

### I 公的医療保険

公的医療保険には、**健康保険**、**国民健康保険(国保)**、**後期高齢者医療制度** があります。

## 板書 公的医療保険

<b>健康保険</b> 会社員とその家族 が対象	<b>国民健康保険</b> 自営業者等とその家族 が対象	<b>後期高齢者医療制度</b> <b>75歳以上</b> の人 が対象
--------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------------

## II 保険制度の基本用語

はじめに、保険制度の基本用語をおさえておきましょう。

### 保険制度の基本用語

保 険 者	保険制度の運用主体
被保険者	保険の対象となっている人
ひふようしや 被扶養者	一般的に日本に住所があり、年収 <b>130</b> 万円未満(60歳以上または障害者については180万円未満)でかつ被保険者の年収の2分の1未満である被保険者の扶養家族

## 3 健康保険

### I 健康保険の概要

健康保険は、被保険者(会社員)とその被扶養者(会社員の家族)に対して、労災保険の給付対象とはならない病気やケガ、死亡、出産について保険給付を行う(保険金を支払う)制度です。

### II 健康保険の保険者

健康保険は、全国健康保険協会が保険者となる**全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)**と、健康保険組合が保険者となる**組管掌健康保険(組合健保)**があります。

## 健康保険の保険者

	保 険 者	被 保 険 者
協会けんぽ	全国健康保険協会	主に中小企業の会社員
組合健保	健康保険組合	主に大企業の会社員

### III 保険料

保険料は、被保険者(会社員)の標準報酬月額と標準賞与額に保険料率を掛けて計算し、その金額を会社と被保険者(会社員)で半分ずつ負担(労働折半)します。

#### 例題

健康保険の保険料は、全額、労働者が負担する。

▶ × 健康保険の保険料は、会社と労働者が折半で負担する。

#### ひとつこと



協会けんぽの保険料率は都道府県ごとに異なります。また、組合健保の保険料率は一定の範囲内で組合が決めることができます。

#### プラスワン 産休・育休中の社会保険料免除

産休期間中(産前42日、産後56日。多胎妊娠の場合は産前98日、産後56日)および育休期間中(3歳までの子を養育するための育児休業期間)における社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料など)は、被保険者分および事業主分ともに免除されます(事業主の申出が必要)。

## IV 健康保険の給付内容

健康保険の主な給付は次のとおりです。

### 健康保険の給付内容

- 1 療養の給付、家族療養費
- 2 高額療養費
- 3 出産育児一時金、家族出産育児一時金
- 4 出産手当金
- 5 傷病手当金
- 6 埋葬料、家族埋葬料

### 1 療養の給付、家族療養費

日常生活(業務外)の病気やケガについて、診察や投薬等の医療行為を受けることができます。

#### ひとこと



被保険者(会社員)のほか、被扶養者(家族)も同様の給付を受けることができます。

なお、医療行為を受けるさいは、医療機関の窓口で一定の自己負担があります。

### 板書 自己負担割合



- ※ 一般所得者は2割  
現役並み所得者は3割

## 2 高額療養費

月間の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について請求をすれば、あとで返金を受けることができます。

なお、同一月・同一医療機関の窓口における支払額は、自己負担限度額までとなります。

70歳未満の自己負担限度額の計算は次のとおりです。

### 自己負担限度額

	所得区分	自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83万円以上 (810,000円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	標準報酬月額 53万円～79万円 (515,000円以上810,000円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円 (270,000円以上515,000円未満)	<b>80,100</b> 円+(総医療費-267,000円)× <b>1</b> %
エ	標準報酬月額 26万円以下 (270,000円未満)	57,600円
オ	住民税非課税世帯(低所得者)	35,400円

※( )内は報酬月額をあらわす

### ひとこと

標準報酬月額とは、1カ月の給与(報酬等)を一定の幅で区分した場合の金額をいい、社会保険料の算定のさいに用いる基準です。たとえば、1カ月の報酬等が25万円以上27万円未満の場合、20等級に分類され、標準報酬月額26万円として社会保険料を計算します。

なお、計算問題(実技)で出題されるときは、問題文に計算式が記載されるため、上記の計算式をおぼえる必要はありません。



## 板書 高額療養費の計算

たとえば、次の場合に高額療養費として返金される金額は…

- ・医療費が150万円かかった
- ・年齢は40歳（所得区分は上記㉗）

※ ㉗の自己負担限度額： $80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$

- ① 病院に支払った金額： $1,500,000円 \times 3割 = 450,000円$
- ② 自己負担限度額：  
 $80,100円 + (1,500,000円 - 267,000円) \times 1\% = 92,430円$
- ③ 高額療養費として返金される金額：① - ② = 357,570円

### 3 出産育児一時金、家族出産育児一時金

被保険者(会社員)または被扶養者(会社員の妻)が出産した場合、1児につき**50万円**(産科医療補償制度に加入している病院等で出産した場合)が支給されます。

#### 例題

2024年10月に被保険者が出産した場合の出産育児一時金は42万円である。

▶ × 2023年4月以降の出産育児一時金は**50万円**である。

### 4 出産手当金

被保険者(会社員)が、出産のため仕事を休み、給与が支給されない場合に、出産前の**42日**間、出産後の**56日**間のうちで仕事を休んだ日数分の金額が支給されます。この場合の支給額は次のとおりです。

$$\text{1日あたりの支給額} = \frac{\text{支給開始日以前12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30日} \times \frac{2}{3}$$

### 5 傷病手当金

被保険者(会社員)が、病気やケガを理由に会社を**3日**以上続けて休み、給料

が支給されない場合に、4日目から通算して1年6カ月間支給されます。この場合の支給額は次のとおりです。

$$\text{1日あたりの支給額} = \frac{\text{支給開始日以前12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \times \frac{2}{3}$$

### 板書 傷病手当金の計算

たとえば、支給開始日以前12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額が36万円の人が、病気のため連続して10日間仕事を休んだという場合は…

- ① 支給対象期間内の休業日数：10日－3日＝7日
- ② 1日あたり支給額：360,000円÷30日× $\frac{2}{3}$ ＝8,000円
- ③ 傷病手当金：8,000円×7日＝56,000円

### 例題

傷病手当金の支給期間は通算して1年である。

▶ × 傷病手当金の支給期間は通算して1年6カ月である。

## 6 埋葬料、家族埋葬料

被保険者(会社員)が死亡したとき、葬儀をした家族に対し、5万円が支給されます。また、被扶養者(家族)が死亡したときは、被保険者(会社員)に5万円が支給されます。

### V 健康保険の任意継続被保険者

被保険者(会社員)が会社を退職した場合、健康保険の被保険者の資格はなくなりますが、一定の要件を満たせば、退職後2年間、退職前の健康保険に加入することができます。この場合の保険料は被保険者(退職者)が**全額自己負担**します。

## 板書 健康保険の任意継続被保険者の要件

要件

健康保険に継続して

2カ月以上加入

&

退職日の翌日から

20日以内に申請

“にんい継続”だから“2”が多い、  
とおぼえておこう

退職後2年間、退職前の  
健康保険に加入することができる

### 例題

任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長1年である。

▶ × 任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長2年である。

## 4 国民健康保険(国保)

### I 国民健康保険の概要

国民健康保険は、健康保険や共済組合などの適用を受けない自営業者や未就業者など、市区町村に住所があるすべての人を対象とした保険です。

### II 国民健康保険の保険者

国民健康保険には、都道府県と市区町村が共同で保険者となるものと、国民健康保険組合が保険者となるものがあります。

### III 保険料

保険料は市区町村によって異なり、前年の所得等によって計算されます。

#### プラスワン 産休中の国民健康保険の保険料免除

2024年1月より国民健康保険の被保険者にかかる産前産後期間相当分の国民健康保険料が免除されるようになりました。2023年11月1日以降に出産予定または出産の被保険者が対象で、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から4か月分(多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月分)の保険料が免除になります。

## IV 国民健康保険の給付内容

国民健康保険の給付内容は健康保険とほぼ同じですが、一般に出産手当金や傷病手当金はありません。

### 板書 国民健康保険の給付内容(健康保険との違い)

	“国民健康保険”	健康保険
療養の給付 (家族療養費)	○	労災保険の給付対象と ならない病気やケガ…○
高額療養費	○	○
出産育児一時金 (家族出産育児一時金)	○	○
出産手当金	×	○
傷病手当金	×	○
埋葬料／葬祭費 (家族埋葬料)	○	○

### 例題

健康保険には出産手当金があるが、国民健康保険には一般に出産手当金はない。



## 5 後期高齢者医療制度

### I 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は**75**歳以上の人(または65歳以上75歳未満の障害認定を受けた人)が対象となります。健康保険や国民健康保険の被保険者である人は、**75**歳に到達すると、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

自己負担額は医療費の**1**割(現役並み所得者以外で一定以上所得のある人は**2**割、現役並み所得者は**3**割)です。

## II 保険料

保険料は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合で決定され、原則として年金からの天引きで徴収されます(年額**18万円**以上の年金を受け取っている人が対象)。なお、保険料の徴収は**市区町村**が行います。

## 6 退職者向けの公的医療保険

退職後、再就職をしない場合もなんらかの保険に加入しなければなりません。退職者向け(再就職をしない場合)の公的医療保険には次の3つがあります。

### 板書 退職者向けの公的医療保険

#### 1 健康保険の任意継続被保険者となる

##### 条件

- ☆ 健康保険の被保険者期間が**継続して2カ月以上**
- ☆ 退職日の翌日(=資格喪失日)から**20日以内**に申請する

##### 加入期間

最長**2年間**

##### 保険料

全額自己負担

#### 2 国民健康保険に加入する

##### 手続き

退職日の翌日(=資格喪失日)から**14日以内**に市区町村に申請する

##### 保険料

全額自己負担

#### 3 家族の被扶養者となる

…健康保険の被保険者である家族(親や子、配偶者)の被扶養者となる

##### 保険料

負担なし

## 7 公的介護保険

**介護保険**とは、介護が必要と認定された場合に、必要な給付がされる制度です。

公的介護保険の保険者は**市区町村**です。

被保険者は**40歳以上**の人で、**65歳以上**の人を第**1号**被保険者、**40歳以上65歳未満**の人を第**2号**被保険者といいます。

公的介護保険の主な内容は次のとおりです。

### 板書 公的介護保険の概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	<b>65歳以上</b> の人	<b>40歳以上65歳未満</b> の人
保険料	市区町村が所得に応じて決定 年額 <b>18万円</b> 以上の年金を受け取っている人は年金から天引きで納付(それ以外の人には個別に市区町村に納付)	【健康保険の場合】 協会けんぽの介護保険料率は <b>1.6%</b> 【国民健康保険の場合】 前年の所得等に応じて決定
受給者	要介護者、要支援者*	<u>老化に起因するもの(特定疾病)によって要介護者、要支援者*になった場合のみ</u> 初老期認知症、脳血管疾患など。交通事故で要介護になった場合は給付を受けられない!
自己負担	原則 <b>1割</b> (支給限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担) ☆ 第1号被保険者のうち一定以上の所得がある人は <b>2割</b> 、特に所得が高い人は <b>3割</b> ☆ ケアプランの作成費は <b>全額無料</b>	

※ 程度に応じて要介護は5段階(要介護1~5)、要支援は2段階(要支援1、2)に分かれる

例題

介護保険の被保険者は40歳以上の人で、40歳以上65歳未満の人を第1号被保険者、65歳以上の人を第2号被保険者という。

▶ × 40歳以上65歳未満の人を第2号被保険者、65歳以上の人を第1号被保険者という。

例題

介護保険の自己負担額は原則3割である。

▶ × 介護保険の自己負担額は原則1割（一定の場合は2割または3割）である。

## 8 労働者災害補償保険（労災保険）

### I 労災保険の概要

**労災保険**は、**業務上**や**通勤途上**（労働者が家⇨会社間を合理的な経路および方法で往復した場合）における労働者の病気、ケガ、障害、死亡等に対して給付が行われる制度です。

#### ひとこと



通勤の途中で寄り道をした場合には、寄り道をしたあとに正規のルートに戻ったとしても通勤とは認められません。ただし、日常生活を送るにあたって必要な寄り道については、正規のルートに戻ったあとは通勤と認められます。したがって、会社から家に帰る途中にゴルフ練習場に寄った場合は通勤と認められませんが、夕食の買い物のためにスーパーに寄った場合は通勤と認められます。

業務上における病気、ケガ、障害、死亡等を**業務災害**、2以上の会社の業務を要因とする病気、ケガ、障害、死亡等を**複数業務要因災害**、通勤途上における病気、ケガ、障害、死亡等を**通勤災害**といいます。

労災保険の主な内容は次のとおりです。

## 板書 労災保険の概要

### 対象者

すべての労働者

- ☆ アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、外国人労働者などを含む
- ☆ 経営者である社長や役員は含まない

### 保険料

- ☆ 保険料は全額**事業主**が負担
- ☆ 事業の内容ごとに保険料率が決められている

### 主な給付内容

休業補償給付…労働者が病気などで休業した場合、**4日目**から給付基礎日額の**60%**相当額が支給される

傷病補償年金…労働者が業務上のケガや病気により療養し、療養開始後**1年6カ月**経過しても傷病が治っておらず、傷病等級1級から3級に該当する場合に支給される

## 例題

労災保険は、業務災害については給付の対象となるが、通勤災害については給付の対象とならない。

- ▶ × 通勤災害についても給付の対象となる。

## II 特別加入制度

社長や役員、自営業者などは、労働者ではないため労災保険の対象となりませんが、一定の場合には労災保険に任意加入できる制度があります。これを**特別加入制度**といいます。

ひとこと



労災保険の適用を受けない中小事業主や、労働者としての側面が強い個人タクシー業者や大工さんなど(いわゆる一人親方)は労災保険に加入することができます(特別加入)。

## 9 雇用保険

### I 雇用保険の概要

**雇用保険**は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行ったり、再就職を援助する制度です。

雇用保険の主な内容は次のとおりです。

#### 板書 雇用保険の概要

##### 対象者

すべての労働者

☆ 経営者である社長や役員、個人事業主およびその家族は原則として加入できない

##### 保険料

☆ 保険料は事業主と労働者で負担 → ただし、折半(半々)ではない

☆ 保険料率と負担割合は業種によって異なる

##### 給付内容 …給付の詳細は下記参照

- ☆ 基本手当(求職者給付)
- ☆ 就職促進給付
- ☆ 雇用継続給付
- ☆ 育児休業給付
- ☆ 教育訓練給付

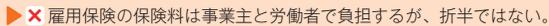
### 例題

法人の役員は原則として雇用保険に加入することはできない。



### 例題

雇用保険の保険料は事業主と労働者で半分ずつ負担する。



### プラスワン 雇用保険マルチジョブホルダー制度

2022年1月から、複数の事業所において短時間で勤務する65歳以上の労働者が、一定の要件（2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であることなど）を満たせば雇用保険に加入できる**雇用保険マルチジョブホルダー制度**が創設されました。

## II 基本手当(求職者給付)の内容

**基本手当(求職者給付)**とは、失業者(働く意思と能力はあるが、失業している人)に対する給付で、一般に**失業保険**とよばれています。

### 1 基本手当の給付額と給付日数

基本手当は、労働者が失業した場合に離職前6カ月間の賃金日額(離職前の6カ月間に支払われた賃金総額÷180日)の45～80%が支給されます。

基本手当の給付日数は、失業の理由(自己都合、倒産・解雇等)や被保険者期間、年齢によって異なります。

## 基本手当の給付日数

### ① 自己都合、定年退職の場合

年齢	被保険者 期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	全年齢		90日	120日

### ② 倒産、会社都合の解雇等の場合

年齢	被保険者 期間	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	120日	180日		210日	240日	
35歳以上45歳未満	150日	180日		240日	270日	
45歳以上60歳未満	180日	240日		270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日	180日		210日	240日	



## ひとこと

最短日数と最長日数だけ、おさえておきましょう。

## ② 受給要件

受給要件は、離職前の**2**年間に被保険者期間が通算**12**カ月以上あることです。ただし、倒産、解雇等の場合には、離職前の**1**年間に被保険者期間が通算**6**カ月以上あれば受給できます。

## ③ 待期期間と給付制限

基本手当を受けるには、居住地のハローワークに離職票を提出し、求職の申込みをします。

求職の申込みを行った日(最初の受給資格決定日)から**7**日間は支給されません。これを**待期期間**といいます。

なお、自己都合退職の場合には、待期期間7日間に加え、原則**2**カ月間は支給されません(**給付制限**)。

## 板書 雇用保険～基本手当のポイント～

### 給付日数

自己都合、定年の場合…90日～150日

倒産、解雇等の場合……90日～330日

### 受給要件

離職前の**2**年間に、被保険者期間が通算**12**カ月以上あること  
(倒産、解雇等の場合は、離職前**1**年間に被保険者期間が通算**6**カ月以上あること)

### 待期期間

**7**日間 → 自己都合退職の場合には、7日間の待期期間に加えて  
原則**2**カ月間の給付制限がつく

## Ⅲ 就職促進給付の内容

**就職促進給付**は、再就職の促進と支援を目的とした給付で、一定の要件を満たした基本手当の受給者が再就職した場合や、アルバイト等に就業した場合に支給されます。



### ひとこと

再就職した場合の給付を**再就職手当**といいます。また、アルバイト等(再就職手当の対象にならない職業)に就業した場合の給付を**就業手当**といいます。

## Ⅳ 雇用継続給付

**雇用継続給付**は、高齢者や介護をしている人に対して必要な給付を行い、雇用の継続を促すための制度です。

雇用継続給付には、**高齢雇用継続給付**と**介護休業給付**があります。

**板書** 雇用保険～雇用継続給付のポイント～

**1 高年齢雇用継続給付**

被保険者期間が**5**年以上の**60**歳以上**65**歳未満の被保険者で、**60**歳到達時の賃金月額に比べ、**75%**未満の賃金月額で働いている人に対して、各月の賃金の最大**15%**相当額が支給される

**高年齢雇用継続基本給付金** …60歳以降も雇用されている人に支給

**高年齢再就職給付金** …基本手当を受給後、再就職した場合に支給

**2 介護休業給付**

家族を介護するために休業した期間について、支給対象となる家族には、**93**日を限度に、**3**回までに限り、休業前の賃金の**67%**相当額が支給される

**V 育児休業給付**

育児と仕事の両立を支援するために、育児休業給付があります。育児休業給付には、**育児休業給付金**と**出生時育児休業給付金**(産後パパ育休)があります。

**板書** 雇用保険～育児休業給付のポイント～

**1 育児休業給付金**

満**7**歳未満の子(一定の場合には**7**歳**6**カ月または**2**歳未満の子)を養育するため育児休業を取得した場合

休業開始前賃金の**67%**相当額(6カ月経過後は**50%**相当額)が支給される

## 2 出生時育児休業給付金（産後パパ育休）

子の出生日から8週間経過日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、子を養育するため出生時育児休業を取得した場合

は 休業開始前賃金の**67%**相当額が支給される

### プラスワン 教育訓練給付

教育訓練給付は、労働者等が自分で費用を負担して、厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了した場合にその費用の一部が支給される、雇用保険の制度です。教育訓練給付には、**一般教育訓練給付金**、**特定一般教育訓練給付金**、**専門実践教育訓練給付金**があります。

#### 1 一般教育訓練給付金

雇用保険の被保険者期間が**3**年以上（初めての受給の場合は**1**年以上）の被保険者が、厚生労働大臣指定の一般教育訓練を受講し、修了した場合、受講料等の**20%**相当額が支給されます。ただし、支給額の上限は**10**万円となっています。

#### 2 特定一般教育訓練給付金

雇用保険の被保険者期間が**3**年以上（初めての受給の場合は**1**年以上）の被保険者が、厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練（速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練）を受講し、修了した場合、受講料等の**40%**相当額が支給されます。ただし、支給額の上限は年間**20**万円となっています。

#### 3 専門実践教育訓練給付金

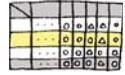
雇用保険の被保険者期間が**3**年以上（初めての受給の場合は**2**年以上）の被保険者が、厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、受講料等の**50%**相当額が支給されます。ただし、支給額の上限は年間**40**万円、支給期間は最長**3**年となっています。

なお、資格取得の上、就職につながったら、さらに受講料等の**20%**が加算（上限は年間16万円）されます。

## SECTION

## 05

## 公的年金の全体像



このSECTIONで学習すること

### 1 年金制度の全体像

- ・ 公的年金と私的年金
- ・ 公的年金制度の全体像

公的年金は  
2階建ての制度



### 2 国民年金の全体像

- ・ 国民年金の被保険者
- ・ 保険料の納付
- ・ 保険料の免除と猶予
- ・ 追納

追納期間は10年



### 3 公的年金の給付（全体像）

- ・ 老齢給付、障害給付、遺族給付
- ・ 公的年金の請求手続き
- ・ 年金の支給期間

年金は偶数月の  
15日に2カ月分が  
支給される！



## 1 年金制度の全体像

### I 公的年金と私的年金

年金制度には、強制加入の**公的年金**と、任意加入の**私的年金**があります。

### II 公的年金制度の全体像

我が国の公的年金制度は、国民年金を基礎年金とした2階建ての構造です。

1階は**国民年金**（20歳以上60歳未満のすべての人が加入）、2階は**厚生年金保険**（会社員や公務員等が加入）となっています。

## 板書 公的年金制度の全体像



## 2 国民年金の全体像

### I 国民年金の被保険者

国内に住所を有する **20歳以上60歳未満**の人は、国民年金に加入しなければなりません(強制加入被保険者)。

強制加入被保険者は第1号から第3号の3種類に分けられます。

## 板書 国民年金の被保険者

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国内に住所がある 自営業者、学生、 無職など	会社員や公務員 (厚生年金保険に 加入している人)	国内に住所がある第 2号被保険者に扶 養されている配偶者
【年齢】 <b>20歳以上60歳未満</b>	【年齢】 <b>16歳でも 会社員なら 要件なし加入</b> ただし、老齢年金の受 給権者となった場合 には第2号被保険者の 資格を失う	【年齢】 <b>20歳以上60歳未満</b>

**プラスワン** 任意加入被保険者

国民年金の第1号～第3号被保険者に該当しない場合は、国民年金への加入義務はありませんが、次の①、②のいずれかに該当する場合は、任意で国民年金に加入することができます（任意加入被保険者）。

- ① 国内に住所がある 60 歳以上 **65** 歳未満の人
- ② 日本国籍がある人で、日本に住所がない 20 歳以上 **65** 歳未満の人

**例題**

会社員で厚生年金保険に加入している A さん（16 歳）は、国民年金の第 2 号被保険者となる。

▶ ○ 16 歳でも会社員なら国民年金の第 2 号被保険者となる。

**II 保険料の納付**

**1 保険料**

国民年金および厚生年金の保険料(2024年度)は、次のとおりです。

**板書** 保険料

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<b>国民年金保険料</b> 16,980円/月	<b>厚生年金保険料</b> $\frac{\text{標準報酬月額}}{\text{標準賞与額}} \times 18.30\%$ ポイント ☆ 保険料は専業主と従業員が半分ずつ負担 (労使折半)	保険料の負担はなし

**例題**

厚生年金保険料は、全額従業員が負担する。

▶ × 厚生年金保険料は**労使折半**で負担する。

## 2 保険料の納付期限

保険料の納付期限は、原則として**翌月**末日ですが、例外があります。

### 板書 保険料の納付期限

**原則** …**翌月**末日

**例外** …①口座振替（当月末日引落とし）  
②前納（6カ月前納、1年前納、2年前納） } 保険料の割引がある！

### ポイント

☆ 保険料を滞納した場合、あとから**2年以内**の分しか支払うことができない  
→ 時効は2年

## III 保険料の免除と猶予（第1号被保険者のみ）

### 1 保険料を免除または猶予する制度

第1号被保険者については、以下のような保険料の免除または猶予の制度があります。

### 板書 保険料の免除と猶予

#### 1 法定免除

障害基礎年金を受給している人  
や生活保護法の生活扶助を受けている人

は

届出によって  
保険料の**全額**が  
免除される

## 2 申請免除

経済的な理由などで、保険料を納付することが困難な人  
(所得が一定以下の人)

は

申請し、認められた場合には、保険料の全額または一部が免除される

- ・全額免除
  - ・ $\frac{3}{4}$ 免除
  - ・半額免除
  - ・ $\frac{1}{4}$ 免除
- の4段階

## 3 産前産後期間の免除制度

第1号被保険者で、  
出産した(する)人

は

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除される\*

※ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除される

## 4 学生納付特例制度

第1号被保険者で、  
本人の所得が  
一定以下の学生

は

申請によって、  
保険料の納付が  
猶予される

## 5 納付猶予制度

**50**歳未満の第1号被保険者で  
本人および配偶者の所得が  
一定以下の人

は

申請によって、  
保険料の納付が  
猶予される

## 2 追納

保険料の免除または猶予を受けた期間については、**10**年以内なら<sup>ついのう</sup>追納(あとからその期間の保険料を支払うこと)ができます。



## ひとこと

保険料を滞納した場合（納め忘れた場合）、原則として2年以内の分しかあとから支払うことができませんが、免除または猶予を受けた場合（納めたいけど納められない事情がある場合）には10年となります。

保険料の納付期間が老齢基礎年金額に反映されるので、年金を多く（満額で）受け取りたい場合には、免除や猶予を受けた期間について、追納したほうがよいのです。

### 例題

第1号被保険者が保険料の免除または猶予を受けた場合、2年以内に限り追納ができる。

▶ × 保険料の免除または猶予を受けた場合の追納期間は10年である。

なお、保険料の免除または猶予を受けた期間の保険料は10年以内であれば追納することができますが、免除または猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

### 3 免除期間の年金額への反映

→ 参照 SEC06 1 III

法定免除と申請免除の期間（保険料が免除された期間）については、老齢基礎年金額に反映（免除期間の $\frac{1}{2}$ や $\frac{5}{8}$ など）されます。

また、産前産後免除期間は、保険料納付済期間とされます。

→ 参照 SEC06 1 II



## ひとこと

産前産後免除期間は追納しなくても老齢基礎年金額に反映されます。

一方、学生納付特例期間と納付猶予期間（かつ、追納しなかった期間）については、老齢基礎年金額に反映されません。

ひとこと



たとえば、法定免除で2年間、保険料の納付を免除された（法定免除では、免除期間の $\frac{1}{2}$ が老齢基礎年金に反映される）という場合、老齢基礎年金の年金額を計算するさいには、1年分 $(2年 \times \frac{1}{2})$ は保険料を支払ったものとされます。

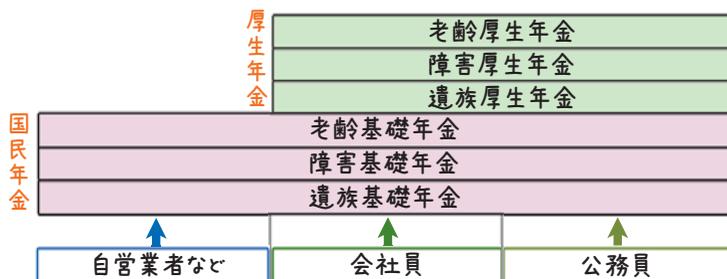
一方、学生納付特例制度で2年間、保険料の納付を猶予されたという場合には、老齢基礎年金を計算するさいは、この2年については全く保険料を支払わなかったものとされます。

### 3 公的年金の給付（全体像）

#### I 公的年金の給付内容

公的年金の給付には、**老齢給付**、**障害給付**、**遺族給付**の3つがあります。

板書 公的年金制度の給付内容



☆ たとえば、会社員の場合には、厚生年金と国民年金の両方から給付を受けられることがある！

## II 公的年金の請求手続き

公的年金を受給するには、受給者(受給する権利のある人)が自ら、受給権があるかどうかを国に確認(これを<sup>まいてい</sup>裁定といいます)したあと、年金の給付を請求します。

## III 年金の支給期間

年金は受給権が発生した月の翌月(通常は誕生月の翌月)から受給権が消滅した月(受給者が死亡した月)まで支給されます。

年金は原則として、**偶数月の15日**に、前月までの**2カ月分**が支払われます。

### 板書 年金の支給

たとえば、9月18日が誕生日の人は…

- 受給権の発生…**9月**
- 支給開始…翌月**10月**から
- 支給日…**12月15日**に10月・11月分(2カ月分)、  
**2月15日**に12月・1月分(2カ月分)、  
以後、偶数月の15日に2カ月分

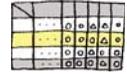
### プラスワン マクロ経済スライド

年金額は原則として、物価や賃金の変動に合わせて改定されます。しかし、物価や賃金の変動にかかわらず、公的年金の被保険者の減少や平均余命の伸びが予想され、これらは年金財政にマイナスの影響を与えます。これらのマイナス要因を考慮して、年金給付額を自動的に調整するしくみが導入されています。このしくみを**マクロ経済スライド**といいます。

## SECTION

## 06

## 公的年金の給付



このSECTIONで学習すること

## 1 老齢給付① 老齢基礎年金

- ・老齢基礎年金
- ・受給資格期間
- ・年金額
- ・繰上げ受給と繰下げ受給
- ・付加年金

老齢基礎年金は  
65歳から  
支給される



## 2 老齢給付② 老齢厚生年金

- ・特別支給の老齢厚生年金と65歳からの老齢厚生年金
- ・特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ
- ・年金額
- ・在職老齢年金
- ・離婚時の年金分割制度

ここは非常に  
ややこしいので、  
概要だけつかんで、  
サッと問題集を  
解いておこう



## 3 障害給付

- ・障害基礎年金
- ・障害厚生年金

障害基礎年金  
は1級と2級、  
障害厚生年金は  
1～3級と障害手当金  
がある



## 4 遺族給付

- ・遺族基礎年金
- ・寡婦年金と死亡一時金
- ・遺族厚生年金
- ・中高齢寡婦加算  
と経過的寡婦加算

遺族基礎年金は  
「子のない配偶者」  
には支給されない



## 1 老齢給付① 老齢基礎年金

## I 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、**受給資格期間**が**10**年以上の人が**65**歳になったときから受け取ることができます。

## 例題

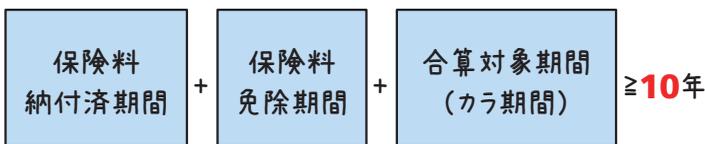
老齢基礎年金は、受給資格期間が20年以上の人が60歳になったときに受け取ることができる。

▶ × 老齢基礎年金は、受給資格期間が10年以上の人が65歳になったときに受け取ることができる。

## Ⅱ 受給資格期間

**受給資格期間**とは、老齢基礎年金を受け取るために満たさなければならない期間をいい、**保険料納付済期間**、**保険料免除期間**、**合算対象期間(カラ期間)**を合計した期間のことをいいます。

### 板書 受給資格期間



↑  
第1号～第3号被保険者として保険料を納付した期間

+  
第1号被保険者で、産前産後期間の保険料を免除された期間

↑  
第1号被保険者で保険料を免除された期間

↑  
法定免除、申請免除、学生納付特例制度、納付猶予制度で、保険料を免除または猶予された期間

↑  
受給資格期間には反映されるが、実際の年金の額には反映されない期間

いまは年金の加入は強制だけど、昔は任意加入であったことも…。任意加入のときに加入しなかった場合の、その期間

## Ⅲ 老齢基礎年金の年金額

老齢基礎年金の年金額(年額)は **816,000**円(2024年度。1956年4月2日以後生まれの人)です。

老齢基礎年金額：780,900円×1.045≒816,000円  
(満額) (改定率)

ひとこと

1956年4月1日以前生まれの人の老齢基礎年金の年金額(満額)は次のとおりです。

老齢基礎年金額=780,900円×1.042≒813,700円  
(満額) (改定率)

なお、本書では、1956年4月2日以後生まれの人の年金額で説明します。



ただし、免除期間等がある人はこの金額よりも少なくなります。  
年金額の計算式は次のとおりです。

老齢基礎年金額=①+②

① 2009年3月までの期間分

$$1816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + A \times \frac{1}{3} + B \times \frac{1}{2} + C \times \frac{2}{3} + D \times \frac{5}{6}}{480月(40年 \times 12カ月)}$$

② 2009年4月以降の期間分

$$1816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + A \times \frac{1}{2} + B \times \frac{5}{8} + C \times \frac{3}{4} + D \times \frac{7}{8}}{480月(40年 \times 12カ月)}$$

A：全額免除月数

B： $\frac{3}{4}$ 免除月数

C：半額免除月数

D： $\frac{1}{4}$ 免除月数

上記の免除期間(免除月数)は、法定免除期間と申請免除期間のことです。合算対象期間(カラ期間)、学生納付特例期間、納付猶予期間は年金額の計算には反映されません。

例題

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の年金額の計算に反映される。

▶ × 学生納付特例期間は、追納しない限り老齢基礎年金の年金額の計算には**反映されない**。

## 【年金計算の端数処理】

年金額(年額)の端数処理は1円未満四捨五入です。



### ひとこと

なお、満額の老齢基礎年金などについては、1円単位での算出はせず、100円単位(50円以上切上げ、50円未満切捨て)となります。

そのため、基礎年金が満額でない人の年金額や厚生年金の年金額については、多少の増減が生じます。

### 板書 老齢基礎年金の年金額

たとえば、Aさん(下記)が65歳から受け取れる年金額は…

[Aさんの資料]

- ①保険料納付済期間 38年 ←  $38年 \times 12カ月 = 456月$   
②学生納付特例期間(追納していない) 2年 ← 年金額に反映されない

$$816,000円 \times \frac{456月}{480月} = 775,200円$$

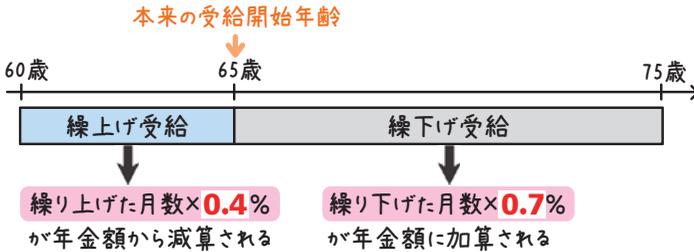
## IV 老齢基礎年金の繰上げ受給と繰下げ受給

**繰上げ受給**とは、65歳よりも早く(60歳から64歳までに)年金の受取りを開始することをいい、**繰下げ受給**は65歳よりも遅く(66歳から75歳までに)年金の受取りを開始することをいいます。

繰上げ受給を行った場合には、**繰り上げた月数×0.4%**が年金額から減額されます(減額率0.4%は1962年4月2日以後生まれの人が対象。1962年4月1日以前生まれの人の減額率は0.5%)。

また、繰下げ受給を行った場合には、**繰り下げた月数×0.7%**が年金額に加算されます。

板書 繰上げ受給と繰下げ受給



例題

老齢基礎年金の繰上げ受給を行った場合には、「繰り上げた月数×0.4%」が年金額から減額され、繰下げ受給を行った場合には、「繰り下げた月数×0.4%」が年金額に加算される。

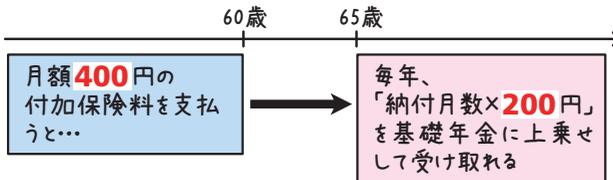
▶ × 繰下げ受給を行った場合には、「繰り下げた月数×0.7%」が年金額に加算される（繰上げ受給の記述は正しい）。

V 付加年金

**付加年金**とは、第1号被保険者のみの制度で、任意で月額**400円**を国民年金保険料に上乗せして納付することによって、「付加保険料の納付月数×**200円**」が老齢基礎年金に加算されます。

なお、付加年金と国民年金基金(後述)との併用はできません。

板書 付加年金



たとえば、Bさん（下記）が65歳から受け取れる年金額は…

〔Bさんの資料〕

- ①保険料納付済期間 34年(408月)
- ②付加保険料の納付期間 15年(180月)

- ①老齢基礎年金：816,000円× $\frac{408\text{月}}{480\text{月}}=693,600\text{円}$
- ②付加年金分：200円×180月=36,000円
- ③①+②=729,600円

付加保険料の納付額は、400円×180月=72,000円 ← 支払った総額  
付加保険料を納付したことによって増えた年金額（1年間の増加分）は、  
200円×180月=36,000円 ← 1年間に受け取る金額  
…ということは、付加年金は2年でモトがとれるということになる！

↑ 36,000円 × 2年 = 72,000円

### 例題

第1号被保険者が任意で月額200円を国民年金保険料に上乗せして納付することによって、「付加保険料の納付期間×200円」が老齢基礎年金の額に加算される。

▶ × 付加保険料は月額400円である。

## 2 老齢給付② 老齢厚生年金

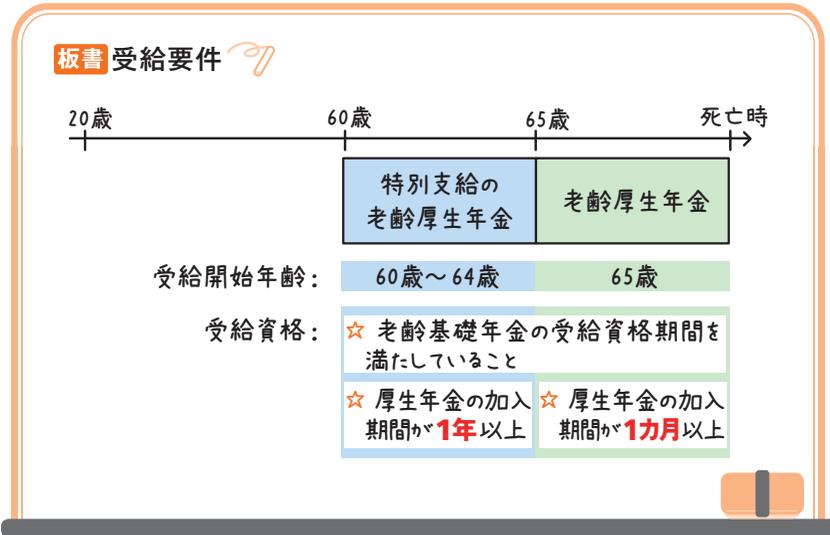
### I 老齢厚生年金

厚生年金から支給される老齢給付のうち、60歳から64歳までに支給される老齢給付を特別支給の老齢厚生年金、65歳以上に支給される老齢給付を老齢厚生年金といいます。

特別支給の老齢厚生年金は、定額部分（加入期間に応じた金額）と報酬比例部分（在職時の報酬に比例した金額）とに分かれます。

## II 受給要件

特別支給の老齢厚生年金と、65歳からの老齢厚生年金の受給要件は次のとおりです。



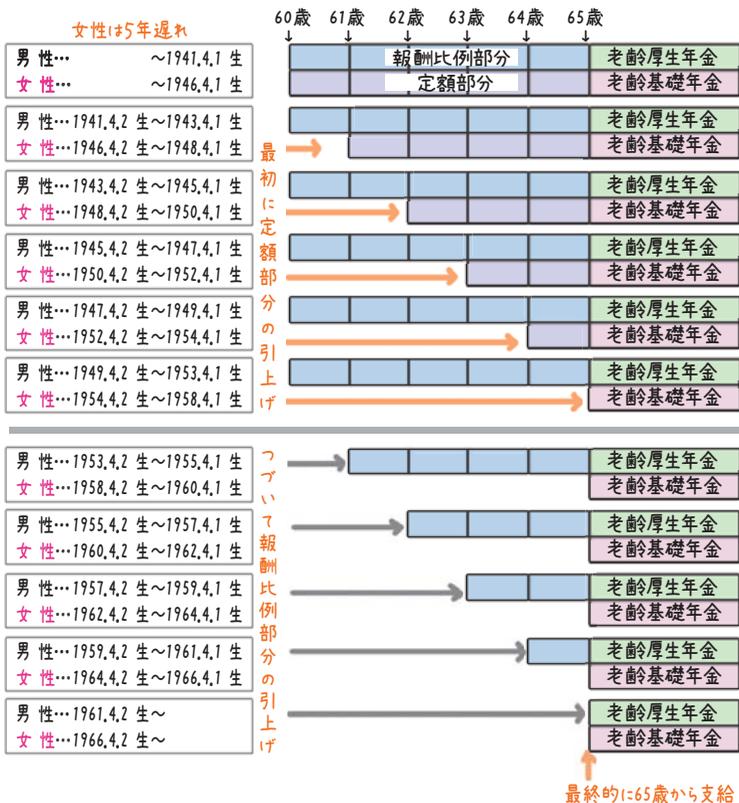
## III 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことによる当面の混乱をさけるために、本来は65歳から支給すべき老齢厚生年金を、当面の間、65歳より前から支給することとしたものです。

そのため、支給開始年齢は生年月日によって段階的に引き上げられ(次ページの**板書**参照)、最終的には65歳からの老齢厚生年金のみになります。

なお、支給開始年齢は男性と女性で異なり、女性は男性よりも**5年**遅れで引き上げられます。

## 【板書】特別支給の老齢厚生年金／支給開始年齢の引上げ



## Ⅳ 年金額

特別支給の老齢厚生年金と、65歳からの老齢厚生年金の年金額は以下のようにして算出します。

### ① 特別支給の老齢厚生年金の年金額

特別支給の老齢厚生年金の年金額は、**定額部分**と**報酬比例部分**を合算し

た金額となります。

なお、年金受給者に、一定の要件を満たした配偶者(65歳未満)または子(18歳以下)がいる場合には、**加給年金**が加算されます。



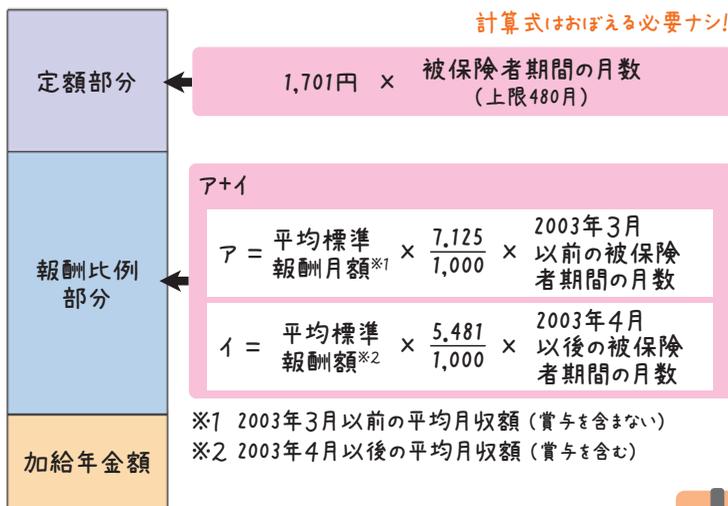
ひとこと

加給年金は家族手当に相当するものです。詳しくは④を参照してください。

板書 年金額 ① 特別支給の老齢厚生年金

[乗率は1946年4月2日以降生まれの場合の乗率]

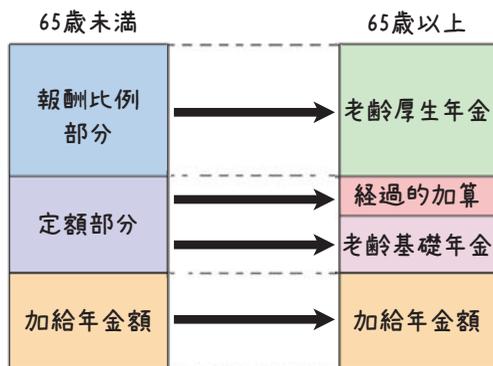
計算式はおぼえる必要ナシ!



② 65歳以上の老齢厚生年金の年金額

65歳に達すると、それまでの定額部分が老齢基礎年金に、報酬比例部分が老齢厚生年金に切り替わります。しかし、当面の間、定額部分の額のほうが老齢基礎年金の額よりも大きいため、その減少分が**経過的加算**として補われます。

## 板書 年金額 ② 65歳以上の老齢厚生年金



### ③ 老齢厚生年金の繰上げ受給と繰下げ受給

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則として65歳(老齢基礎年金と同様)ですが、**繰上げ受給**(60歳から64歳のうちに年金の受取りを開始すること)や**繰下げ受給**(66歳から75歳までに年金の受取りを開始すること)もできます。

#### 老齢厚生年金の繰上げ受給と繰下げ受給のポイント

- ☆ 繰上げ受給の場合は、「繰り上げた月数×**0.4%**」が老齢厚生年金額から減算される  
1962年4月2日以後生まれの人が対象
- ☆ 繰下げ受給の場合は、「繰り下げた月数×**0.7%**」が老齢厚生年金額に加算される
- ☆ 老齢厚生年金の繰上げは老齢基礎年金の繰上げと**同時**に行わなければならない
- ☆ 老齢厚生年金の繰下げは老齢基礎年金の繰下げと**別々**に行うことができる

## 4 加給年金

**加給年金**とは、年金の家族手当のようなもので、厚生年金の加入期間が20年以上の人に、配偶者(65歳未満)または子(18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級に該当する子)がある場合に、65歳以降の老齢厚生年金(または特別支給の定額部分)の支給開始時から支給される年金をいいます。

### 板書 加給年金(2024年度)

#### 受給要件

☆ 厚生年金保険の加入期間が**20年**以上あり、その人によって生計を維持されている

**65歳未満の配偶者** または

**18歳到達年度の末日までの子**

(もしくは**20歳未満**で障害等級1級・2級の子)

18歳になって最初の3月31日

がいます

#### 加給年金額

**配偶者** 234,800円 (受給権者の生年月日によって加算あり)

**子** 第1子と第2子は各234,800円

第3子以降は各78,300円

☆ 細かい金額はおぼえなくてOK

「第1子と第2子は同額、第3子以降は減額」ということだけ覚えておこう

### 例題

加給年金は、一定の要件を満たした配偶者がある場合にのみ、加算される。

▶ × 加給年金は、一定の要件を満たした**配偶者**または**18歳**到達年度の末日までの**子**(もしくは**20歳**未満で障害等級1級または2級の子)がある場合に加算される。

## 5 振替加算

上記の加給年金は、配偶者が65歳に到達すると支給が停止し、その代わりに配偶者の生年月日に応じた金額が配偶者の老齢基礎年金に加算されます

(ただし、配偶者が1966年4月1日以前生まれの場合に限ります)。これを**振替加算**といえます。

## V 在職老齢年金

**在職老齢年金**とは、60歳以降も企業(厚生年金の適用事業所)で働く場合の老齢厚生年金をいいます。

60歳以降に会社等から受け取る給与等の金額と年金月額が**50万円**を超えると、老齢厚生年金の額(老齢厚生年金や特別支給の老齢厚生年金)が減額(支給停止)されます。

### 板書 在職老齢年金～年金額の減額調整～

給与等+年金額  
が**50万円**を超えるとき

→ 年金額(老齢厚生年金や特別支給の老齢厚生年金)が減額調整される

#### ポイント

☆ 老齢**基礎**年金は減額されない

#### 例題

64歳の人の在職老齢年金は、給与等と年金月額の合計が28万円を超えると減額調整の対象となる。

▶ × 在職老齢年金は、給与等と年金月額の合計が「28万円」ではなく、「**50万円**」を超えると減額調整される。

#### プラスワン 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、夫婦間の合意(または裁判所の決定)により、婚姻期間中の厚生年金記録(夫婦の報酬比例部分の合計)を夫婦で分割することができます。

分割割合は夫婦で決めることができますが、上限は**2分の1**となります。また、2008年5月以降に離婚した場合、夫婦間の合意がなくても、2008年4月以降の第3号被保険者期間について、第2号被保険者の厚生年金記録の**2分の1**を分割することができます。

ひとこと



第3号被保険者期間中に第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦で負担したもののみなされるからです。

### 3 障害給付

病気やケガが原因で障害者となった場合で、一定の要件を満たしたときは障害年金や障害手当金を受け取ることができます。

障害給付には、国民年金の**障害基礎年金**と厚生年金の**障害厚生年金**があります。

#### I 障害基礎年金

障害基礎年金は**1級**と**2級**があります。

受給要件および年金額(2024年度)は次のとおりです。

#### 【板書】障害基礎年金の受給要件と年金額(2024年度)

##### 受給要件

- ☆ 初診日に国民年金の被保険者であること(または国民年金の被保険者であった人で60歳以上65歳未満で、国内に住んでいること)
- ☆ **障害認定日**に障害等級1級、2級に該当すること
  - 初診日から1年6カ月以内で傷病が治った日  
(治らない場合は1年6カ月を経過した日)

##### 保険料納付要件

###### 【原則】

保険料納付済期間 + 保険料免除期間 が  
全被保険者期間の  $\frac{2}{3}$  以上

###### 【特例】

原則の要件を満たさない人は、直近1年間に保険料の滞納がなければOK

## 障害基礎年金額 (1956年4月2日以後生まれの人)

1級 816,000円×**1.25**倍 (1,020,000円)+子の加算額\*

2級 816,000円+子の加算額\*

※ 子の加算額…第1子、第2子は各234,800円  
第3子以降は各78,300円

### 例題

障害基礎年金には、保険料納付要件はない。

▶ × 障害基礎年金には、保険料納付要件がある。

## II 障害厚生年金

障害厚生年金には **1級**、**2級**、**3級** と **障害手当金** があります。  
受給要件および年金額は次のとおりです。

### 板書 障害厚生年金の受給要件と年金額

#### 受給要件

- ☆ 初診日に厚生年金保険の被保険者であること
- ☆ 障害認定日に障害等級1級、2級、3級に該当すること

#### 保険料納付要件

障害基礎年金の場合と同じ

#### 障害厚生年金額

↪ A=報酬比例部分の計算式と同じ

1級  $A \times 1.25$ 倍 + 配偶者加給年金額

2級  $A$  + 配偶者加給年金額

3級  $A$

障害手当金  $A \times 2$ 倍 ← 障害手当金は一時金で支給

ひとこと



「年金」とは、毎年支給される金額をいいます。  
「一時金」とは、一時に支給される金額をいいます。

例題

障害等級3級の人は障害厚生年金を受給することはできない。

▶ × 障害等級3級の人は、障害基礎年金は受給できないが、障害厚生年金は受給できる。

## 4 遺族給付

被保険者(年金加入者)または被保険者であった人(年金受給者)が死亡した場合の、遺族の生活保障として遺族給付があります。

遺族給付には、国民年金の**遺族基礎年金**と厚生年金の**遺族厚生年金**があります。

### I 遺族基礎年金

国民年金に加入している被保険者等が亡くなった場合で、一定の要件を満たしているときは、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

受給できる遺族の範囲、年金額(2024年度)は次のとおりです。

#### 板書 遺族基礎年金(2024年度)

##### 受給できる遺族の範囲

☆ 死亡した人に生計を維持されていた**子**または**子のある配偶者**

【子の要件】① **18歳到達年度の末日までの子**

または **18歳になって最初の3月31日**

② **20歳未満で障害等級1級または2級に該当する子**

## 保険料納付要件

### 【原則】

保険料納付済期間 + 保険料免除期間 が

全被保険者期間の  $\frac{2}{3}$  以上

### 【特例】

原則の要件を満たさない人は、直近1年間に保険料の滞納がなければOK

## 遺族基礎年金額 (1956年4月2日以後生まれの人)

816,000円 + 子の加算額\*

※ 子の加算額…第1子、第2子は各234,800円  
第3子以降は各78,300円



### ひとこと

父子家庭（妻が死亡した場合）でも支給されます。

また、国民年金の第1号被保険者の独自給付として、**寡婦年金**や**死亡一時金**を受け取ることができる制度があります。

寡婦年金と死亡一時金は、いずれか一方しか受け取れません。

## 板書 寡婦年金と死亡一時金

### 1 寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上、カラ期間は除く）を満たしているにもかかわらず、夫（第1号被保険者）が年金を受け取らずに死亡した場合に、妻に支給される年金

年金保険料を払うだけ払って（10年以上も支払って）、年金を受け取らずに亡くなってしまったというのではあんまりだ！

…だから、このような場合には残された妻に寡婦年金が支給される！

#### ポイント

☆ 寡婦年金は 夫が亡くなった場合に、妻に支給される年金

→ 妻が亡くなった場合、  
夫には寡婦年金は支給されない！

☆ 寡婦年金を受け取れるのは、**10年以上**の婚姻期間があった妻

☆ 寡婦年金の受給期間は、妻が60歳から65歳に達するまで

### 2 死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納付した期間が、合計**3年以上**ある人が年金を受け取らずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受け取ることができない場合に、遺族に支給される給付

子のない妻は死亡一時金を受け取ることができる。

ただし、寡婦年金も受け取れる場合には、いずれか一方を選択しなければならない

#### 例題

寡婦年金と死亡一時金は併給することができる。

- ▶ × 寡婦年金と死亡一時金を両方受け取れる場合は、いずれか一方を選択しなければならない。

## II 遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者が亡くなった場合で、一定の要件を満たしているときは、遺族は遺族基礎年金に遺族厚生年金を上乗せして受け取ることができます。

受給できる遺族の範囲、年金額は次のとおりです。

### 板書 遺族厚生年金

#### 受給できる遺族の範囲

☆ 死亡した人に生計を維持されていた

①妻・夫・子<sup>\*</sup>、②父母、③孫<sup>\*</sup>、④祖父母の順

これらの人が受給権者の場合、55歳以上であることが要件。

また、年金を受け取るのは60歳から

※ 18歳到達年度の末日までの子、孫（または障害等級1、2級の20歳未満の子、孫）

#### 遺族厚生年金額

老齢厚生年金の報酬比例部分の  $\frac{3}{4}$  相当額

#### 被保険者月数について

☆ 死亡した人の被保険者期間の月数が**300**月に満たないときは、被保険者期間を**300**月とみなして遺族厚生年金の年金額を計算する

なお、一定の遺族には**中高齢寡婦加算**や**経過的寡婦加算**があります。

**板書** 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算

**1 中高齢寡婦加算**

夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻、または子があっても40歳以上65歳未満で遺族基礎年金を受け取ることができない妻に対して、遺族厚生年金に一定額が加算される

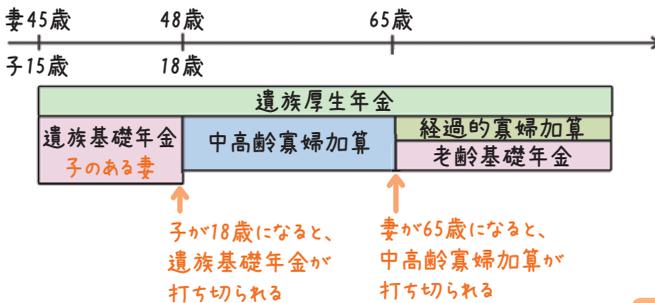
☆ 妻が65歳になると支給が打ち切られる!

↑ 妻が老齢基礎年金を受給できるため

**2 経過的寡婦加算**

中高齢寡婦加算の打ち切りにより、年金が減少する分を補うための制度（1956年4月1日以前生まれの妻に限る）

たとえば、会社員のAさんが死亡した場合は…  
(死亡当時、妻は45歳、子は15歳)



### III 遺族基礎年金と遺族厚生年金のまとめ

遺族基礎年金と遺族厚生年金の違いについてまとめると、次のようになります。

#### 板書 遺族基礎年金と遺族厚生年金の違い

- ☆ 受給できる遺族の範囲が違う!  
→遺族基礎年金は子のない配偶者には支給されない
- ☆ 国民年金の第1号被保険者の独自給付として、  
寡婦年金と死亡一時金がある  
↑↑↑ いずれか選択
- ☆ 遺族厚生年金には、中高齢寡婦加算がある  
↑ 妻が65歳に達したら、打ち切られる

#### 例題

遺族基礎年金および遺族厚生年金は、子のない妻には支給されない。

- ▶ × 遺族厚生年金は子のない妻にも支給される。

## SECTION

## 07

## 企業年金等



このSECTIONで学習すること

**1 企業年金**

- ・ 確定給付型
- ・ 確定拠出型

年金の受給額が  
「確定」か、  
保険料の支払額が  
「確定」かの違い

**2 確定拠出年金**

- ・ 企業型
- ・ 個人型 (iDeCo)
- ・ 確定拠出年金の  
ポイント

個人型 (iDeCo)  
をおさえておこう!

**3 自営業者等のための年金制度**

- ・ 付加年金
- ・ 国民年金基金
- ・ 小規模企業共済

付加年金と国民年金基金の  
両方に加入することはできない



# 1 企業年金

企業年金は、公的年金を補完することを目的として、企業が任意に設けている年金制度です。

企業年金のタイプには、**確定給付型**と**確定拠出型**があります。

## I 確定給付型

**確定給付型**とは、将来支払われる年金の額があらかじめ決まっているタイプの年金制度をいいます。

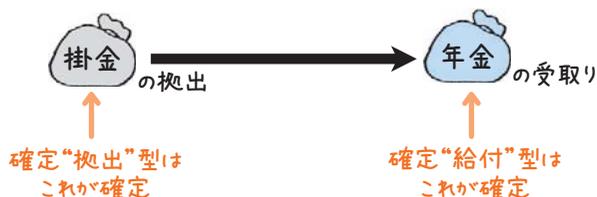
確定給付型には、**厚生年金基金**や**確定給付企業年金**があります。

## II 確定拠出型

**確定拠出型**とは、一定の掛金を加入者が拠出・運用し、その運用結果によって、将来の年金額が決まるタイプの年金制度をいいます。

確定拠出型には**確定拠出年金(企業型、個人型)**があります。

### 板書 確定給付型と確定拠出型



### ひとこと



確定拠出年金は一般に「DC (Defined Contribution Plan)」といいます。なお、個人型の確定拠出年金を iDeCo (イデコ) といいます。

例題

将来支払われる年金の額があらかじめ決まっているタイプの年金制度を確定拠出型という。

▶ × 将来支払われる年金の額があらかじめ決まっているタイプの年金制度は**確定給付型**という。

## 2 確定拠出年金

### I 企業型

企業型の加入対象者は、確定拠出型年金導入企業の従業員で、**70歳未満**の厚生年金保険の被保険者です(ただし、企業が規約で一定の年齢未満と定めることもできます)。

また、掛金の拠出限度額は次のとおりです。

#### 板書 企業型確定拠出年金

##### 加入対象者

確定拠出年金導入企業の従業員で、**70歳未満\***の厚生年金保険の被保険者  
 ※ 企業が規約で一定の年齢未満と定めることもできる

##### 掛金の拠出限度額

確定給付型の年金を実施していない場合

年額 **660,000円** (月額 **55,000円**)

確定給付型の年金を実施している場合

年額 **330,000円** (月額 **27,500円**)

## II 個人型 (iDeCo)

個人型 (iDeCo) の加入対象者は、**65歳未満**の①自営業者等、②厚生年金保険の被保険者、③専業主婦等、④国民年金の任意加入被保険者です。ただし、60歳以上で加入できるのは国民年金の被保険者 (任意加入被保険者や60歳以上の第2号被保険者) に限定されます。

なお、掛金の拠出限度額は加入対象者の区分によって異なります。

### 板書 個人型確定拠出年金 (iDeCo)

#### 加入対象者

- 65歳未満\***の
- ① 自営業者等
  - ② 厚生年金保険の被保険者
  - ③ 専業主婦等
  - ④ 国民年金の任意加入被保険者

※ 60歳以上で加入できるのは国民年金の被保険者 (任意加入被保険者や60歳以上の第2号被保険者) に限られる

#### 掛金の拠出限度額

- ① 自営業者等
- ④ 国民年金の任意加入被保険者

年額 **816,000円** (月額 **68,000円**)※

※ 付加保険料や国民年金基金の掛金と合算した額

- ② 厚生年金保険の被保険者

■ 企業型DCも確定給付型の年金も実施していない場合 ■  
年額 **276,000円** (月額 **23,000円**)

■ 企業型DCを実施している場合 ■  
年額 **240,000円** (月額 **20,000円**)

■ 確定給付型の年金を実施している場合 ■  
年額 **144,000円** (月額 **12,000円**)

■ 公務員等 ■  
年額 **144,000円** (月額 **12,000円**)

③ 専業主婦等

年額 **276,000**円 (月額 **23,000**円)

例題

自営業者が確定拠出年金（個人型）に加入した場合の拠出限度額は、国民年金保険料と合算して月額 68,000 円である。

- ▶ × 自営業者が確定拠出年金（個人型）に加入した場合の拠出限度額は、「国民年金保険料と合算して」ではなく、「**国民年金基金**の掛金または国民年金の**付加保険料**と合算して」月額 68,000 円である。

### Ⅲ 確定拠出年金のポイント

年金資産の運用商品は加入者が選択するため、運用リスクも加入者が負担します。また、加入者が支払った掛金は**全額**、**小規模企業共済等掛金控除**として**所得**控除の対象となります。

#### 板書 確定拠出年金のポイント

- ☆ 個人で運用・管理するため、転職や退職のさいに年金資産（すでに拠出し、運用している資産）を移管することができる（**ポータビリティ**）
- ☆ 通算の加入期間が**10**年以上ある人は、60歳以降、老齢給付金を受給できる。ただし、**75**歳までに受給開始しなければならない
- ☆ 加入者が支払った掛金は**全額**、**小規模企業共済等掛金控除**の対象となる
- ☆ 運用中に発生する収益については**非課税**
- ☆ 給付には老齢給付金のほか、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金がある

## 3 自営業者等のための年金制度

自営業者等のための年金制度には、**付加年金**、**国民年金基金**、**小規模企業共済**があります。

### 板書 自営業者等のための年金制度

#### 1 付加年金

Review SEC06 1 V

…第1号被保険者（自営業者等）が国民年金に上乗せして受給するための年金制度

- ☆ 毎月の国民年金保険料に月額**400円**を加算して支払うことによって、将来、国民年金（老齢基礎年金）に**付加年金を加算した金額**を受け取ることができる

$$\text{付加年金の額 (年額)} = \frac{\text{付加保険料}}{\text{支払った月数}} \times 200 \text{円}$$

#### 2 国民年金基金

…第1号被保険者（自営業者等）が国民年金に上乗せして受給するための年金制度

- ☆ 掛金の拠出限度額は、確定拠出年金の掛金と合算して月額**68,000円**
- ☆ 付加年金と国民年金基金の両方に加入することはできない

#### 3 小規模企業共済

…従業員が20人以下（サービス業等は5人以下）の個人事業主や会社の役員のための退職金制度

- ☆ 掛金は月額1,000～**70,000円**
- ☆ 掛金の全額が**小規模企業共済等掛金**控除の対象となる



ひとこと

いずれも、将来支給される年金額は掛金に応じて決まっています。

例題

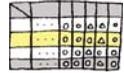
国民年金基金に加入している者は、国民年金の付加保険料も納付することができる。

- ▶ × 国民年金基金の加入者は、付加保険料を納付することはできない（国民年金基金と付加保険料の納付は併用できない）。

## SECTION

## 08

## 年金と税金



このSECTIONで学習すること

**1 公的年金等にかかる税金**

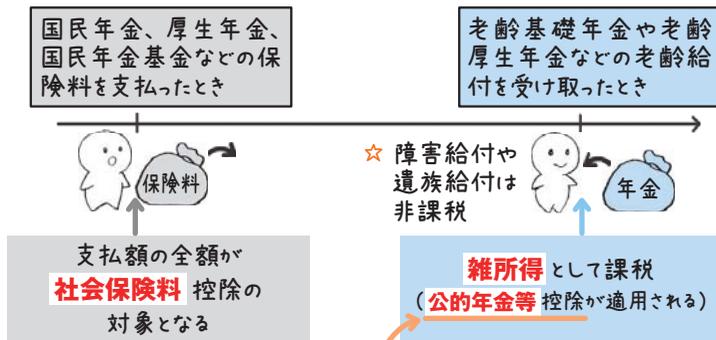
- ・年金保険料を支払ったとき→社会保険料控除の対象
- ・年金を受け取ったとき→雑所得として課税

障害給付や  
遺族給付は非課税！

**1 公的年金等にかかる税金** →参照 CH04 タックスプランニング

国民年金、厚生年金、国民年金基金などの公的年金等について、保険料を支払ったときと、年金給付を受けたときの税務上の取扱いは次のとおりです。

## 板書 公的年金等にかかる税金



老齢給付だとしても、給付を受けたら収入があることになるので、税金を支払わなければならない!

…しかし、給付額の全額について税金を課するのは酷だから…公的年金等控除が適用され、税金がほかの場合の所得よりも少なく計算されるようになっている

### プラスワン 確定拠出年金の老齢給付金

確定拠出年金の老齢給付金については、年金で受け取った場合には**雑所得**(公的年金等)として課税され、一時金で受け取った場合には**退職所得**として課税されます。

### 例題

当年に支払った国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となるが、国民年金基金の掛金支払額は社会保険料控除の対象とならない。

- ▶ × 国民年金保険料も国民年金基金の掛金支払額も、**全額**が**社会保険料控除**の対象となる。

### 例題

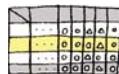
老齢基礎年金および老齢厚生年金の受取額については、所得税は課税されない。

- ▶ × 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受取額は、**雑所得**として所得税が課税される。

## SECTION

## 09

## カード



このSECTIONで学習すること

**1 クレジットカード**

- ・クレジットカードの支払方法→一括払い、分割払い、リボルビング払い
- ・カードローン、キャッシング

クレジットカード  
の一括払いは手数料  
がかからない！

**1** クレジットカード**I** クレジットカード

**クレジットカード**は、利用者の信用にもとづいて、代金後払いで商品を購入したり、サービスを受けることができるものです。

クレジットカードの支払方法には、次のようなものがあります。

### クレジットカードの支払方法

一括払い	1カ月分の利用額を一括して支払う方法 ポイント ☆ 手数料がかからない ☆ ボーナス時に一括して支払うボーナス一括払いという方法もある
分割払い	代金を何回かに分けて支払う方法 ポイント ☆ 手数料がかかる
リボルビング払い	一定の利用限度額を設定し、毎月一定額を支払う方法 ポイント ☆ 手数料がかかる

#### 例題

クレジットカードの支払方法のうち、一括払いは手数料がかからない。



## II カードローン、キャッシング

総量規制により、貸金業者からの借入れは、合計で年収の**3分の1**以内となっています。ただし、住宅ローンや自動車ローンの残高は対象外となります。

#### 例題

クレジットカードを使用したキャッシング（無担保借入）は、総量規制の対象となり、合計で年収の3分の2以内となっている。

